

表示に関する実施規程

(目的)

第1条 この規程は、ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準に基づく確認証明書の交付規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、自主基準適合マークの表示に関することを定め、自主基準適合マークの厳正な使用を図ることを目的とする。

(自主基準適合マーク)

第2条 自主基準適合マーク（以下「PLマーク」という。）は、別紙のとおりとする。

(表示資格)

第3条 確認証明書の交付を受けた者は、確認証明書に記載されている銘柄名の器具、容器包装及びその原材料（以下「製品等」という。）に対してPLマークの表示を行うことができる。  
2 確認証明書の交付を受けていない者又は確認証明書に記載されていない銘柄名には、PLマークを表示してはならない。

(表示の責任)

第4条 PLマークを表示した者（以下「PLマーク表示者」という。）は、その表示が事実と相違しないようにすること及び誤認を生ずる恐れがないように適切な措置をしなければならない。  
2 PLマークの表示又は使用により生じた責任は、故意、過失の有無に拘わらず、すべてPLマーク表示者が負うものとする。

ポリ衛協承継基準適合マークの表示に関する実施規程

(目的)

第1条 この規程は、「確認証明書（ポリ衛協型）交付規程（2021年4月1日制定）」（以下、「規程」という）第10条の規定に基づき、ポリ衛協承継基準適合マークの表示に関することを定め、ポリ衛協承継基準適合マークの厳正な使用を図ることを目的とする。

(ポリ衛協承継基準適合マーク)

第2条 ポリ衛協承継基準適合マーク（以下、「PLマーク」という）は、別紙のとおりとする。

(表示資格)

第3条 確認証明書（ポリ衛協型）（以下、「確認証明書」という）の交付を受けた者は、確認証明書に記載されている銘柄名の器具、容器包装及びその原材料（以下、「製品等」という）に対してPLマークの表示を行うことができる。  
2 確認証明書の交付を受けていない者又は確認証明書に記載されていない銘柄名には、PLマークを表示してはならない。

(表示の責任)

第4条 PLマークを表示した者（以下、「PLマーク表示者」という）は、その表示が事実と相違しないようにすること及び誤認を生ずる恐れがないように適切な措置をしなければならない。  
2 PLマークの表示又は使用により生じた責任は、故意、過失の有無に拘わらず、すべてPLマーク表示者が負うものとする。

(PLマークの表示)

第5条 PLマークを表示するとき(着色剤を除く。)は、会員番号又は登録番号のいずれかを表示しなければならない。ただし、協議会の承認を得て、会員番号又は登録番号に替えて会員の法人名又は登録商標を表示する場合は、承認内容に従った表示を行わなければならない。

2 着色剤にPLマークを表示する場合は、製品単位ごとに会員番号、登録番号、用途範囲記号を表示しなければならない。

3 第1項ただし書きの承認を得るときは、様式により申請するものとする。

4 PLマークには、次に規定する付帯表示を行うことができるものとする。

(1) 協議会名の表示

表示方法1 ポリオレフィン等衛生協議会

表示方法2 ポリ衛協

(2) PLマークの意味の表示

表示方法1 ポリオレフィン等衛生協議会自主基準適合マーク

表示方法2 ポリオレフィン等衛生協議会基準適合マーク

表示方法3 ポリ衛協自主基準適合マーク

表示方法4 ポリ衛協基準適合マーク

(PLマークの表示)

第5条 PLマークを表示するとき(着色剤を除く)は、会員番号又は登録番号のいずれかを表示しなければならない。ただし、安全センター長の承認を得て、会員番号又は登録番号に替えて会員の法人名又は登録商標を表示する場合は、承認内容に従った表示を行わなければならない。

2 着色剤にPLマークを表示する場合は、製品単位ごとに会員番号、登録番号、用途範囲記号を表示しなければならない。

3 第1項ただし書きの承認を得るときは、様式により申請するものとする。

4 PLマークには、PLマークの意味の表示として、「ポリ衛協承継基準適合マーク」との付帯表示を行うことができるものとする。

(表示方法)

第6条 PLマークの表示は、次の方法により判読できるように行わなければならない。

- (1) 会員番号又は登録番号は、PLマークと一体とした表示でなければならない。
- (2) 付帯表示は、マークの上方又は下方に表示する。

## 2 製品等への表示

- (1) 製品自体への表示は、刻印、印刷又はラベルを貼付する方法によりこれを行う。
- (2) 外装、パンフレット、ホームページ等への表示は、PLマーク表示の対象物と非対象物との関係が明確に判別できる位置、表現によりこれを行わなければならない。

(表示の除去)

第7条 PLマーク表示者は、会員資格の喪失、確認証明書の廃止、銘柄名の変更等により、会員又は対象製品等が表示の資格を喪失したときは、直ちにPLマークの表示を中止、若しくは除去しなければならない。

(表示の除去命令)

第8条 確認証明書交付規程又は本規程に違反した場合は、規格推奨委員会の議を経て、PLマーク表示者に対して表示の中止、除去等を命じることができる。

2 規格推奨委員長は、緊急を要すると判断したときは前項の規定にかかわらず直ちにPLマーク表示者に対して表示の中止、除去等を

(表示方法)

第6条 PLマークの表示は、次の方法により判読できるように行わなければならない。

- (1) 会員番号又は登録番号は、PLマークと一体とした表示でなければならない。
- (2) 付帯表示は、マークの上方又は下方に表示する。

## 2 製品等への表示

- (1) 製品自体への表示は、刻印、印刷又はラベルを貼付する方法によりこれを行う。
- (2) 外装、パンフレット、ホームページ等への表示は、PLマーク表示の対象物と非対象物との関係が明確に判別できる位置、表現によりこれを行わなければならない。

(表示の除去)

第7条 PLマーク表示者は、会員資格の喪失、確認証明書の廃止、銘柄名の変更等により、会員又は対象製品等が表示の資格を喪失したときは、直ちにPLマークの表示を中止、若しくは除去しなければならない。

(表示の除去命令)

第8条 確認証明書(ポリ衛協型)交付規程又は本規程に違反した場合は、確認証明(ポリ衛協型)委員会の審議を経て、安全センター長がPLマーク表示者に対して表示の中止、除去等を命じることができる。

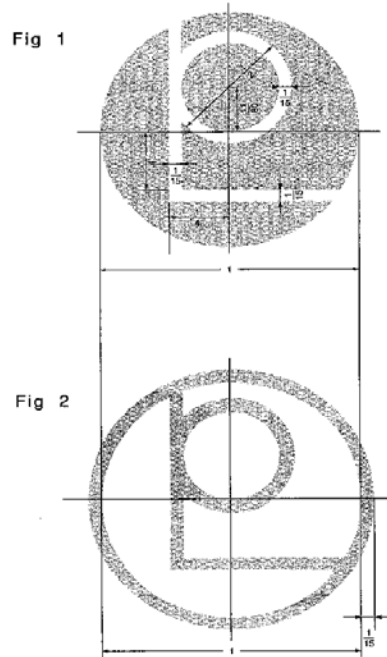
2 安全センター長は、緊急を要すると判断したときは前項の規定にかかわらず直ちにPLマーク表示者に対して表示の中止、除去等を

<p>命じることができる。</p> <p>3 前2項による命令を行ったときは、その事実について会報等に公表するものとする。</p> <p>(改正)</p> <p>第9条 本規程の改正は、規格推奨委員会の議を経てこれを行う。</p> <p>付 則</p> <p>第1条 この規程は、平成18年5月24日から適用する。</p> <p>第2条 この規程の施行をもって、改正前の表示に関する実施規程は全て廃止する。</p>	<p>命じることができる。</p> <p>3 前2項による命令を行ったときは、その事実について公表するものとする。</p> <p>(改正)</p> <p>第9条 本規程の改正は、確認証明（ポリ衛協型）委員会の審議を経て安全センター長が行う。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 最初の制定は経営会議で制定し、2021年4月1日から適用する。</p> <p>第2条 第5条の規定にかかわらず、当面の間は、会員番号として従前のポリ衛協会員番号、付帯表示として従前の表示内容で代替もしくは併記することができるものとする。</p>
---	---

別紙

### PLマーク寸法表

Fig 1の直径を1としたときのPLマークの寸法図

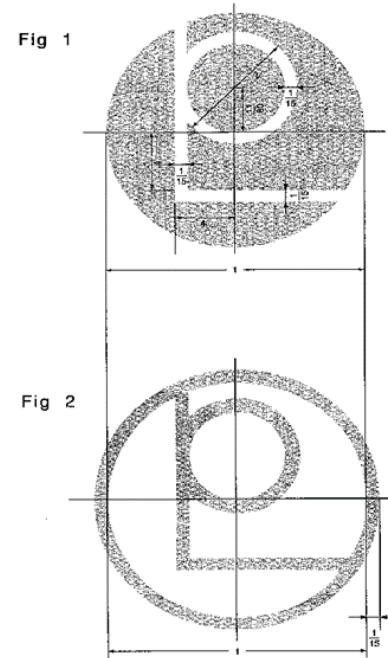


\* 上記マークは商標登録済

別紙

### PLマーク寸法表

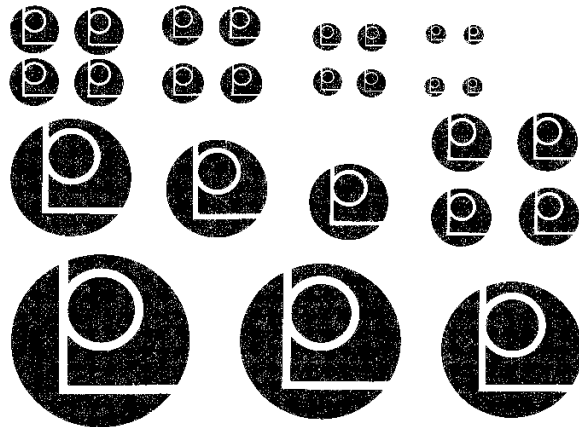
Fig 1の直径を1としたときのPLマークの寸法図



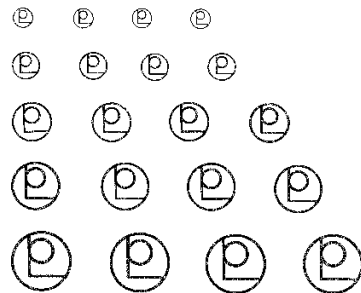
\* 上記マークは商標登録済

ポリオレフィン等衛生協議会「自主基準適合マーク」清刷

1. 一般用

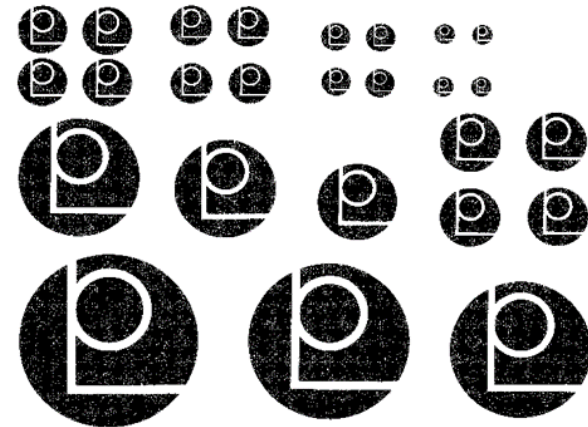


2. 金型刻印は下配のデザインによってもよい。又、印刷の場合は上記1. が望ましいが下配のデザインによってもよい。

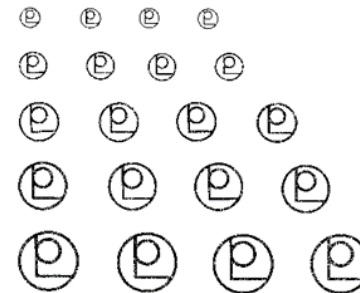


「ポリ衛協承継基準適合マーク」清刷

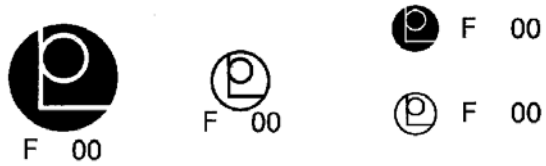
1. 一般用



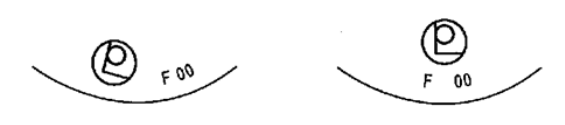
2. 金型刻印は下配のデザインによってもよい。又、印刷の場合は上記1. が望ましいが下配のデザインによってもよい。



一般的な会員番号表示



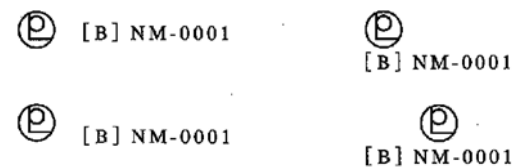
製品の形状に沿った会員番号の表示例



「ポリオレフィン等衛生協議会」名称の表



登録番号（会員番号省略）表示例



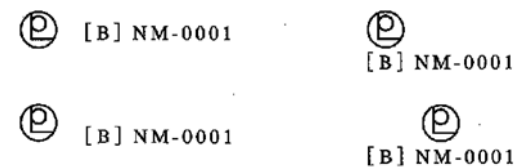
一般的な会員番号表示例



製品の形状に沿った会員番号の表示例



登録番号（会員番号省略）表示例



様式

平成 年 月 日	
※受付番号	
※受理年月日	

**自主基準適合マークに付帯する「会員番号」代替使用願**

ポリオレフィン等衛生協議会  
会長 殿

(申請者) 会員番号  
所在地  
会社名  
代表者名 印

(連絡先) 〒  
所在地  
所 属  
氏 名  
電 話

ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準適合マークの使用に際し、「表示に関する実施規程」第5条の規程に基づき、下記のとおり「会員番号」に代替して、当社の所有する登録商標を使用したご承認下さるようお願いいたします。

付帯表示の内容	代替使用の理由

**承 認 書**

上記について、承認しました。

平成 年 月 日  
承認番号

ポリオレフィン等衛生協議会  
会長

会長印

様式

西暦 年 月 日	
※受付番号	
※受理年月日	

**ポリ衛協承継基準適合マークに付帯する「会員番号」代替使用願**

一般財団法人化学研究評価機構  
食品接触材料安全センター長 殿

(申請者) 会員番号  
所在地  
会員名 印

(連絡先) 〒  
所在地  
所 属  
氏 名  
電 話

ポリ衛協承継基準適合マークの使用に際し、「ポリ衛協承継基準適合マークの表示に関する実施規程」第5条の規定に基づき、下記のとおり「会員番号」に代替して、当社の所有する登録商標を使用したご承認くださるようお願いいたします。

付帯表示の内容	代替使用の理由

**承 認 書**

上記について、承認しました。

西暦 年 月 日  
承認番号

一般財団法人化学研究評価機構  
食品接触材料安全センター長

センター長印